

COVID-19対策国家指導委員会

5322/ CV-BCD

件名：入国する外国人専門家、外国人に
対する新型コロナ対策のガイダンス

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ハノイ、2021年7月5日

宛先：

- － 各省、各省の党機関
- － 各省、中央直轄市

これまでCOVID-19対策国家指導委員会、保健省、関係省庁は感染対策を十分実施しながら外国人専門家、外国人が入国する際の適切な条件を構築するため、多くのガイダンス文書を公布した。しかし、その実施をしている最中において、入国・隔離・勤務・在住する外国人専門家、外国人の管理において複数の課題が実際に発生したことにより感染対策業務に影響を与えた。

2021年5月2日付首相公電570/CD-TTg、2021年4月29日付通知82/TB-VPCP、2021年5月11日付通知102/TB-VPCPにおける指示の実施として、COVID-19対策国家指導委員会（以下は指導委員会とする）はこれまで公布した、外国人専門家、外国人の入国処理、管理に関する文書をレビューした。現在の感染流行状況により、かつ両方の目標を確保するため、外国人専門家、外国人の入国処理、管理をより強化する目的で、正しい入国対象・ニーズ・目的を的確に処理しながら感染対策をしっかりと実施できるよう、外国人専門家、外国人の入国承認のプロセスのレビューについての首相府の2021年6月21日付文書1329/VPCP-QHQ Tに基づき、指導委員会は以下とおりの追加でガイダンスを行う：

1. 省、中央直轄市の人民委員会

－ 引き続き管轄の機関、組織のニーズ及び提案に基づき以下の承認決定を検討する責任を有する：

(i) その機関、組織で勤務している外国人専門家（技術専門家、投資家、企業管理家、熟練労働者を含む）及びその家族（親、配偶者、子供を含む）のリスト

(ii) 省人民委員会の権限で入国許可を検討する対象のその他の外国人（省・市で就学している外国人生徒・学生、人道的や緊急、治療目的での入国など）。

－ 外国人専門家及びその家族が省・市で隔離できる方針の承認を検討し、隔離の業務の実施及びその外国人専門家及びその家族の医療観察、行動を監督し、規定通りに定期的に指導委員会に報告する。

2. 5つの省（外務省、保健省、公安省、国防省、交通運輸省）から構成された作業部会

－ 以下の対象の入国に対して検討、決定する：

(i) 招聘機関である外交機関、外国領事館、国際組織代表機関中央機関・省庁が招聘する外国人（在ベトナム外国人記者、省レベルの協力でベトナムに留学している外国人生徒・学生を含む）

(ii) 上記(i)に該当せず、省・市の承認権限を越えるま又は現行規定で入国が許可されていない場合で、社会経済発展の目的のために他の機関、組織が保証する外国人とその他の特殊ケース（人道的な理由、治療、複数の省・市と協議をするケースを含む）。

－ 5つの省から構成される作業部会は実施過程で発生する問題についてフォローし、督促、アドバイス、処理する責任を負う。

3. 外務省は本ガイダンスに従い外交・公務目的で入国する外国人のために処理する主導権をもつ。

4. 本文書は署名・公布した日から効力を発揮し、かつ指導委員会の入国者の管理についての2020年5月23日付文書2847/CV-BCD、2020年7月24日付文書3949/CV-BCD、2021年2月23日付文書1113/CV-BCD及び2021年4月27日付No3440/CV-BCDに置換する。

指導委員会は省、各省の党機関、省・中央直轄市人民委員会が目的に沿って、正しい対象に適切な頻度でCOVID-19対策を実施するよう要請する。実施する際には不正が起きないように、違反者を厳しく処罰するとともに各機関、住民がしっかり実施できるよう本文書に添付しているガイダンスを広く普及するよう要請する。

ご協力感謝する。

宛先：

- － 上記同様；
- － ダム副首相（報告のため）；
- － 大臣（報告のため）；
- － 各副大臣；
- － 指導委員会の委員；
- － 中央共産党官房；
- － 首相府；
- － 各省・市の保健局；
- － 保存先： VT, DP.

**委員長代理
副委員長**

Do Xuan Tuyen
保健省副大臣

ガイダンス

I. 実施の根拠

(略)

II. 目的と要件

(略)

III. 内容

1. 省レベルの人民委員会の承認対象である外国人専門家及び同行する親戚²；その他の外国人のベトナムへの入国に当たっての解決

1. 1. 適用対象：

(i) 機関や組織によって、地域でのビジネス活動又は居住の目的で、招聘・身元保証される外国人専門家とその親族

(ii) 機関・組織によって招聘されるその他の外国人（省／中央政府直轄市の学校で勉強する外国人の生徒、学生及び人道的、緊急、地元での治療の場合を含む）。

1. 2. 処理プロセス：

－地元にある機関や組織からの必要性に基づいて、省レベルの人民委員会は、入国を許可される外国人専門家と同行する親戚及び外国人のリストを検討・承認し、公安省（入国管理局）に検討・解決のためリストを送付する。

－外国人専門家と同行する親族及び外国人の招聘・保証する機関等から提出される入国書類には以下の情報を含む。

(i) 外国人専門家と同行する親族及び外国人のリスト、目的、入国及び滞在日程（これらの者についての入国の必要性を明確に示す）；

(ii) 輸送および移動の計画；省レベルの人民委員会に指定、選定された隔離施設での隔離計画

(iii) ビジネスのプログラム・計画、当該地域での外国人専門家と同行する親族、外国人の居住地

(i v) 連絡先情報 (住所、電話番号、電子メール)

(i v) 外国の専門とその親族、外国人をベトナムに招聘する際に COVID-19 に対する安全な感染対策を確保する責任を負う招聘・保証する機関等からの下記の点について誓約する文書。

(a) 外国人専門家とその親戚、外国人はベトナムへの入国日の 3 日前以内に PCR 技術による SARS-CoV-2 検査を受けている。

(b) 国際医療保険を有しているか、又は外国人専門家と同行する親戚、外国人を招聘する機関、組織はこれらの物が COVID-19 に感染した場合、治療費を支払うことの保証。

(c) その他の文書 (ある場合)

－招聘・保証する機関・組織は、省レベルの人民委員会からの承認文書を添付し、外国人専門家及び同行する家族、外国人の入国査証に関する申請書を公安省 (出入国管理局) に提出する。

－省レベルの人民委員会は、保健省のガイダンス³に従って、地元の外国人専門家と同行する親族、外国人向けの専用の集中隔離施設 (以下、隔離施設と呼ぶ) を指定および選定する。

－省の人民委員会は、保健省の規定および要求に従って、検体採取・検査の実施、集中隔離の管理、および集中隔離終了後の医療監視を指示する。隔離施設での二次感染や市中感染を絶対に発生させない。

－生命に影響を与えるような緊急処置を必要とする人道的ケースでの入国を求める外国人及び入国申請者が道路、鉄道、水路の国境ゲートに滞在している場合、国境ゲートを有する省／市の人民委員会が承認、受け入れおよび管理に責任を負う。ベトナムへの入国を許可されるためには、これらのケースは、受け入れ病院からの書面による意見とベトナムでの適切な隔離計画を有する必要がある。

－陸路、水路、航空、鉄道、港湾の国境ゲートでの出入国検査および管理部隊は、外国人がこのガイダンスに規定される要件を満たす場合にのみ、入国を処理することができる。

2. 国家指導委員会の承認が必要となるその他の外国人の入国に当たっての解決

2. 1. 適用対象 :

(i) 外交団、外国領事館、国際機関の代表機関及び中央機関、省庁⁴に招聘・保証される外

国人専門家と同行する親族、外国人

(i i) 上記の1. に規定される対象外で省レベルの人民委員会の権限を超える又は現在入国を許可されている対象には該当しないが、社会経済開発目的を果たすために他の機関・組織によって招聘・保証された外国人及びその他の特別な場合（人道的および治療目的の理由を含む）

2. 2. 5つの省庁（外務省、保健省、国防省、公安省、交通運輸省）の作業部会は、次のように検討し、解決する。

(i) 外国人専門家と同行する親族、外国人を招聘・保証する機関、組織は、外国人が地元で隔離されることを承認するために、省レベルの人民委員会に書類を提出する。その中には、特に、招聘機関が、地元及びCOVID-19対策国家指導委員会の詳細な指示に従って、リストを登録し、特定の隔離計画と輸送手段を提案する必要がある。省レベルの人民委員会から書面による意見通知を受け取った後、招聘・保証する機関や組織は、（外務省を通じて）5つの省の作業部会に書類を提出する。

(i i) 省レベルの人民委員会は検討し、招聘・保証する機関や組織によって提案された隔離計画を含む外国人専門家と同行する親族、外国人の入国に関する同意（または同意しない）を明確に記載した文書を発行する；同時にそれらを（外務省を通じて）5つの省の作業部会に送付する。

(i i i) 外務省は、招聘・保証する機関から送付された書類を検討した後、外国人専門家と同行する家族、外国人の入国を許可することについて、5つの省の作業部会に相談する。招聘・保証するユニットからの申請書類には、次のものが含まれる必要がある。

(1) 省レベルの人民委員会による隔離計画の承認文書。

(2) 外国人専門家とその親戚、外国人をベトナムに招聘する際にCOVID-19に対する安全対策を確保する責任を負う、招聘・保証するユニットから下記の点を担保する誓約書。

(a) 外国人専門家とその親戚、外国人はベトナムへの入国日の3日前以内にPCR技術によるSARS-CoV-2検査を受ける。

(b) 国際医療保険があり、又は外国人専門家や同行親戚、外国人を招聘する機関、組織はこれらの者がCOVID-19に感染した場合、治療費を支払うことを約束する。

(c) その他の文書（ある場合）

(i v) 5つの省の作業部会からの意見の取りまとめに基づいて、外務省（領事局に委任）は、国境警備隊司令部（国防省）、入国管理局（公安省）、及び関連する地方、機関、組織に、実施のために、外国人のベトナムへの入国解決に関する国家指導委員会の意見を書面で通知する。

(v) 外務省（領事局に委任）の書面による通知に基づいて、公安省が中心となり、公安省のガイダンスに従って外国人の入国の審査を行い、関連機関（海外のベトナム代表機関、国境警備隊、公安）に、ベトナムへの外国人の入国、出国、通過、居住に関する法律の第17、18、19条に従って、専門家とその親族、外国人にビザを発行するよう通知する。保健省、国防省、交通運輸省、関連する地域および機関は、割り当てられた機能及び任務に従って実施する。

(vi) 5つの省の作業部会の権限を超える場合、作業部会を代表する外務省は、検討と解決のために首相に報告する。

2. 3. 外国人専門家とその家族、外国人が多く異なる地域で働くために入国する場合、外国人専門家を招聘・保証する機関や組織、又は個人が各省の人民委員会に、これらの地域の外国人専門家のビジネスプログラムと計画を書面で承認を得るために、連絡する責任を負う。その後、上記の2. 2で指定されたプロセスに従う。

3. 外交・公務で入国する外国人とその親族（父、母、妻、夫、子供）の入国解決

3. 1. 対象： ベトナムへの外国人の入国、出国、通過、居住に関する2014年6月16日付けの国会の法律第47/2014/QH13およびベトナムにおける外国人の入国、出国、通過および居住に関する法律第47/2014/QH13の一部の条項の改正、補足に関する2019年11月25日付けの国会の法律第51/2019/QH14の規定に基づく外務省の審査権限に属する対象者

3. 2. 処理プロセス：

－上記の3. 1で規定された対象に該当する外国人を招聘・保証する機関や組織は、検討及び解決のために外務省の権限のある機関（領事局）に口上書を送付する。口上書には、フライト、医療隔離場所、空港から隔離場所への輸送手段に関する情報を明確に記載すると同時に、入国ゲストに関する規定に従って、感染対策を実施することを約束する必要がある。

－招聘・保証する機関や組織の要請に応じて、外務省の権限のある機関は、公安省の権限のある機関と連携して、人事を審査し、入国許可又はビザ（必要であれば）を付与する；同時に、関連する地方の当局と相談し、招聘・保証する機関や組織の外国人の輸送、隔離及び医療監視計画の承認を支援する。

－外務省の権限のある機関の文書に基づき、招聘・保証する機関や組織は、入国者の受け入れ、隔離のため、関連文書および書類を各省／中央直轄市の人民委員会に文書を送付する。

－5つの省の作業部会の権限を超える場合、作業部会を代表する外務省は、検討と決定のために首相に報告する。

一党、国家、国会、政府の招聘ゲストの場合：党、国家、国会、政府の指導者によって承認された代表団を歓迎する計画にしたがって実施する。

(略)

7. 外国人、外国人専門家を招聘又は身元保証する機関、組織、個人に対して

一 外国人専門家及び同行する家族、外国人を招聘する際、その正しい人の招聘、招聘する事実に責任を負う。、かつ入国前・中・後に感染対策に関する要請を十分遵守し入国を行う責任を負う。申請書類の内容について、法律に責任を負うと約束の文書を提出しう。

一 招聘する側は以下のことを確保する：ベトナムに入国3日前以内にPCR検査を受けなければならない（特別なケースを除く）、国際医療保険に加入又はCOVID-19に感染した際の治療費を支払うコミットメントがあり、COVID-19感染対策を十分実施をする責任を負う。

一 入国申請をする組織、機関は申請書類の内容について、法律に責任を負うと約束の文書を提出し、営業登録証明書を有し、入国申請の目的に合致した機能・業務を有する活動許可書を有し、登録した署名、印鑑を有しなければならない。

一 規定により入国許可が検討される者についての入国申請代行者は申請書類の内容について、法律に責任を負うと約束する文書を提出し、かつ入国前・中・後に感染対策に関する要請を十分遵守し入国を行う責任を負う。

一 規定により入国許可が検討される者は、入国申請内容について法律に責任を負う旨約束する文書を提出し、かつ十分な情報を提供する（住所、電話番号、メール、パスポート番号、集団隔離後の滞在先の住所）とともに入国申請の理由を証明できる資料を添付する。

本ガイダンスは政府及びCOVID-19感染対策国家指導委員会の入出国についての制度の改正等により調整・変更される。